

改正案		現行	
<p>別表 (略)</p> <p>看護師・ 准看護師 ・看護補 助者 (略)</p>	<p>同法第二十一条第三項に規定する厚生労働省令で定める 基準として定められた看護師及び准看護師又は看護補助 者の員数に百分の五十を乗じて得た数</p>	<p>別表 (略)</p> <p>看護師・ 准看護師 ・看護補 助者 (略)</p>	<p>同法第二十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は 第二十二條の二第一号の規定により有しなければなら ない厚生労働省令に定める看護師及び准看護師又は看護補 助者の員数に百分の五十を乗じて得た数</p>
<p>2 前項の規定の適用については、当分の間、別表医師の項中「医 師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和二十三 年厚生省令第五十号）第四十九条並びに医療法施行規則等の一部を 改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」 という。）附則第二十三条の規定の適用を受ける病院又は診療所に あつては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定 により有しななければならない医師の員数）」と、同表看護師・准看 護師・看護補助者の項中「看護補助者の員数」とあるのは「看護補 助者の員数（改正省令附則第二十条及び第二十三条の規定の適用を 受ける病院にあつては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれ これらの規定により有しななければならない歯科医師の員数）」と、 同表看護師・准看護師・看護補助者の項中「看護補助者の員数」と あるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条ま で、第二十条及び第二十三条の規定の適用を受ける病院にあつては 、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有 しななければならない看護師及び准看護師又は看護補助者の員数）」 とする。</p>		<p>2 前項の規定の適用については、当分の間、別表医師の項中「医師 の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和二十三年 厚生省令第五十号）第四十九条並びに医療法施行規則等の一部を改 正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「改正省令」と いう。）附則第九条から第十七条まで及び第二十三条の規定の適用 を受ける病院又は診療所にあつては、これらの規定の適用を受ける 間、それぞれこれらの規定により有しななければならない医師の員数 ）」と、同表歯科医師の項中「歯科医師の員数」とあるのは「歯科 医師の員数（改正省令附則第九条から第十七条までの規定の適用を 受ける病院にあつては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれ これらの規定により有しななければならない歯科医師の員数）」と、 同表看護師・准看護師・看護補助者の項中「看護補助者の員数」と あるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第九条から第十七条ま で、第二十条及び第二十三条の規定の適用を受ける病院にあつては 、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有 しななければならない看護師及び准看護師又は看護補助者の員数）」 とする。</p>	